

上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金

エネルギー価格等の高騰の影響を受け厳しい状況にある町内中小企業者に対し、エネルギー経費の一部相当額を交付します。

交付内容

令和 7 年 4 月～8 月のうち、任意の 3 か月分の

- 燃料油経費（ガソリン、重油、軽油及び灯油に限る。）または
- 電力経費（特別高圧契約分を除く。）の **20%** 相当額を交付します。

※交付限度額：30 万円 ※申請は 1 回限り

交付対象者

中小法人等

町内に本社がある法人

個人事業者

町内にお住まいの方

あわせて、以下に該当する方

- 令和 7 年 3 月 31 日以前から事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- 町税の滞納がないこと。 [☞その他の要件は裏面をご確認ください。](#)

申請方法

窓口への提出または郵送

提出先

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

上三川町役場 商工課 商工振興係 宛て

申請期限

令和 7 年 12 月 19 日（金）

お問合せ先

上三川町役場 商工課 商工振興係

☎ 0285-56-9150 ✉ syoukou01@town.kaminokawa.lg.jp

対象となる事業者 町内に主たる事業所を有する中小企業者

対象となりうる者	対象とならない者
● 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） ● 士業法人 ● 個人事業者（商工業者に限る）	● 社会福祉法人 ● 医療法人 ● 特定非営利活動法人 ● 一般社団（財団）法人 ● 公益社団（財団）法人 ● 学校法人 ● 農事組合法人 ● 農業法人（会社法の会社または有限会社含む） ● 組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等） ● 個人農業者 ● 個人開業医（歯科医含む） 等

ただし、以下に該当する場合は対象外です。

- 暴力団や暴力団員等
- 性風俗関連特殊営業等を営む事業者
- 政治団体
- 宗教上の組織や団体

必要となる書類

✓ 申請書類チェックリスト

✓ 交付申請書兼請求書（別記様式 1）

✓ 誓約書兼同意書（別記様式 2）

✓ 対象経費の金額等を確認できる書類の写し

✓ 交付申請額計算書

※町外の事業所分の経費を交付対象
経費に含める場合

✓ 通帳の写し

✓ 本人確認書類

申請様式の入手方法

1 町ホームページからダウンロードする。

上三川町 エネルギー価格等高騰対策支援金



2 上三川町役場 仮庁舎 商工課、または 上三川町商工会で入手する。（平日のみ）

※商工課は、庁舎改修工事の影響で仮庁舎（旧中央公民館）に所在しています。

⚠ 申請にあたっては、かならず【申請要領】をご確認ください。